

坂 観 第 5 1 4 号
令和4年12月14日

坂井市監査委員 亀嶋 政幸 殿
坂井市監査委員 重森 宣彦 殿
坂井市監査委員 佐藤 寛治 殿

坂井市長 池 田 禎 孝

監査結果に基づく措置について(報告)

令和4年11月10日付け坂監委第74号で通知のありました監査結果において、指摘を受けた事項及び意見が付された事項については、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

措置状況報告書

監査の種類	財政援助団体等監査
措置を講じた部局等	産業政策部観光交流課（一般社団法人竹田文化共栄会）
指摘事項等	措置状況（改善内容）
<p>監査の結果</p> <p>（１）管理運営業務仕様書において、指定管理者は示されている補償内容以上の損害賠償保険に加入するよう記載されている。しかし、実際に加入している保険は示された補償内容の条件を一部満たしていないものがあつた。管理運営業務仕様書に基づき、適正に保険加入するよう努められたい。</p> <p>（２）維持管理業務の委託において、契約書を交わしていないものや業務報告書を受領していないものがあつた。適正に事務執行するよう努められたい。</p> <p>（３）事業報告書で報告されている収入実績において、決算額として計上している金額の中に、実際には指定管理委託料の精算時期を過ぎてから収入しているものがあつた。適正に事務執行および事業報告するよう努められたい。</p>	<p>（１）損害賠償保険加入について、指定管理者に指導し、９月末より管理運営業務仕様書の補償内容条件を満たす保険に加入したことを確認いたしました。</p> <p>（２）業務委託の事務執行について、契約書を交わしていないものについては作成し、また、業務完了後には報告書受理を義務付け、履行確認を行うよう指定管理者に指導いたしました。なお、１０月から適正に事務執行されていることを確認いたしました。</p> <p>（３）決算時期の収入漏れについて適正に経理するよう指定管理者に指導いたしました。また、担当課として、事業報告書の数値の整合性や内容把握の徹底に努めます。</p>